

八戸市公共下水道事業計画等変更業務委託

〔2〕特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「八戸市公共下水道事業計画等変更業務委託 一般仕様書」第1章1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

2. 業務の内容

(1) 下水道法による事業計画の変更業務

下水道法による事業計画の変更を行うために必要な図書一式を作成する、概要は以下のとおり。

ア 事業計画 単独公共下水道、流域関連公共下水道

　　汚水・雨水計画共

イ 汚水管きょ計画の変更

(ア) 汚水管きょ計画の再検討

　　主要地方道八戸環状線（尻内工区）の整備の進捗に伴う枝線ルートの再検討及び関連図書の修正（田面木地区、八戸第十処理分区）

（イ）汚水管きょ計画（幹線管きょ）の変更に伴う関連図書の修正

- ・中部第26・1幹線のルート変更に伴う関連図書の修正（糠塚地区）
- ・中部第5幹線のルート変更に伴う関連図書の修正（是川地区）
- ・東部第15幹線の延長減に伴う関連図書の修正（鮫地区）
- ・中部第10・1幹線の廃止に伴う関連図書の修正（長者地区）

（ウ）処理区域の変更に伴う関連図書の修正

- ・区域界の変更に伴う関連図書の修正（売市第一地区・売市第二地区）
- ・区域界の変更に伴う関連図書の修正（新井田第一地区・新井田第二地区）

（エ）その他の変更に伴う関連図書の修正

- ・陸上自衛隊八戸駐屯地の公共下水道接続に伴う関連図書の修正（八戸第十七処理分区）
- ・枝線ルートの変更に伴う関連図書の修正（糠塚地区）
- ・市街化区域ラインの誤り修正（糠塚地区）

ウ 雨水管きょ計画の変更

(ア) 雨水管きょ計画の再検討

- ・主要地方道八戸環状線（尻内工区）の整備の進捗に伴う西部第5・1幹線及び枝線ルートの再検討並びに関連図書の修正（馬淵川左岸第五排水区）

（イ）雨水管きょ計画の変更に伴う関連図書の修正

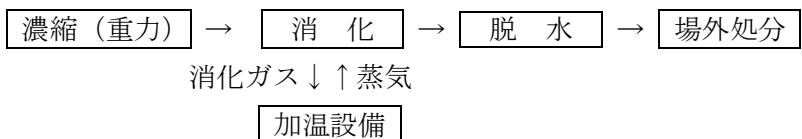
- ・市街化区域ラインの誤り修正（土橋川右岸第二排水区）

エ 事業年度

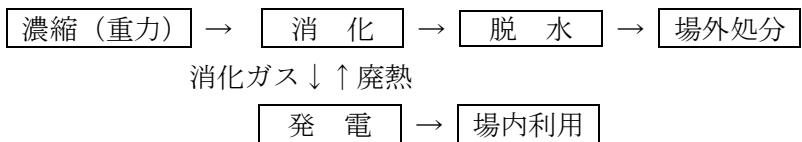
令和14年度までとし、計画汚水量の算定及び汚水ポンプ場の流入水量の検討並びに財政計画及び主要な施設の機能維持に関する中長期的な方針を策定

オ バイオガス発電設備導入の反映

【現状】



【変更後】



バイオガス発電設備導入の反映については、「東部終末処理場汚泥処理施設整備基本設計業務委託（令和7年度 八戸市下水道施設課発注）」の内容を反映させるものとする。

カ 計画降雨浸水防止区域図の作成

計画降雨浸水防止区域図の作成にあたっては、「八戸市内水ハザードマップ原案（浸水想定区域図）作成業務委託（令和4年度 八戸市下水道建設課発注）」で作成した図書を基に行うこと。

(2) 都市計画事業認可申請図書作成業務

ア 都市計画法に基づく事業認可 単独公共下水道、流域関連公共下水道
汚水・雨水計画共

イ 申請図書の作成

下水道法による事業計画の変更業務において作成した図書を基に申請図書を作成

(3) 測量業務

污水管きょ計画及び雨水管きょ計画の再検討にあたり測量業務を行う。

ア 田面木地区

現計画の枝線延長 668m

イ 馬淵川左岸第五排水区

現計画の枝線延長 1,417m 合計 2,085m

(4) 主要な打合せ

業務の施行に当たり、少なくとも3回（着手前、中間、納品前）は打合せを行うこととする。

3. その他特記事項

(1) 業務の対象地区及び作業項目等について

下水道法による事業計画の変更業務及び都市計画事業認可申請図書作成業務における、業務の内容ごとの対象地区及び作業項目等については別紙のとおりとする。

別紙1・・・下水道法による事業計画の変更業務における対象地区等一覧

別紙2・・・下水道法による事業計画の変更業務において想定する作業項目一覧表

別紙3・・・都市計画事業認可申請図書作成業務における想定する作業項目一覧表

別紙4・・・位置図（八戸市公共下水道計画図（汚水））

別紙5・・・位置図（八戸市公共下水道計画図（雨水））

(2) 支払日について

前金払及び部分払いの支払いに関する申請については、4月20日から1月31日までに行うこと。
なお、これによらない場合は、あらかじめ調査職員と協議すること。

4. 業務に関する提出書類一覧表

(1) 契約書（契約約款）に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 工 程 表	契約締結後 10 日以内	1	3 条
調査職員	管 理 技 術 者 届	契約締結後速やかに	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎月1回、調査職員の指定日	1	契 15 条 仕 1.16
調査職員	完 了 届	業務完了後 5 日以内	1	31 条
調査職員	請 求 書	検 查 合 格 後	1	32 条

(2) 契約書（契約約款）に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	照 査 技 術 者 届	契約締結後速やかに	1	11 条
調査職員	借 用 書 ま た は 受 領 書	貸与品の引渡しの日から7日以内	1	16 条 仕 1.14

(3) 一般仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	着 手 届	契約締結後速やかに	1	1.8
調査職員	職 務 分 担 表	契約締結後速やかに	1	1.8
調査職員	業 務 計 画 書	契約締結後速やかに	1	1.8
調査職員	納 品 書	引 渡 の と き	1	1.8
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	2.2

(4) 一般仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	管 理 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	1.9
調査職員	照 査 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	1.9
調査職員	担 当 技 術 者 届	担当技術者を定めた場合	1	1.9
調査職員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	1.9
調査職員	変 更 工 程 表	そ の 都 度	1	1.10

下水道法による事業計画の変更業務における対象地区等一覧

【業務の内容ごとの対象地区及び変更内容】

汚水管きょ計画の変更

汚水管きょ計画の再検討

田面木地区	八戸環状線の整備の進捗に伴う計画の変更(※①)
八戸第十処理分区	八戸環状線の整備の進捗に伴う計画の変更(※①)

汚水管きょ計画(幹線管きょ)の変更に伴う関連図書の修正

糠塚地区	中部第26・1幹線のルート変更に伴う関連図書の修正(※②)
是川地区	中部第5幹線のルート変更に伴う関連図書の修正(※②)
鮫地区	東部第15幹線の延長減に伴う関連図書の修正(※②)
長者地区	中部第10・1幹線の削除に伴う関連図書の修正(※②)

処理区域の変更に伴う関連図書の修正

壳市第一地区	壳市第二地区との区域界の変更の反映(※③)
壳市第二地区	壳市第一地区との区域界の変更の反映(※③)
新井田第一地区	新井田第二地区との区域界の変更の反映(※③)
新井田第二地区	新井田第一地区との区域界の変更の反映(※③)

その他の変更に伴う関連図書の修正

八戸第十七処理分区	陸上自衛隊の公共下水道接続(点投入)の反映(※④)
糠塚地区	枝線ルートの変更の反映(※⑤)
糠塚地区	市街化区域ラインの誤り修正(※⑦)

雨水管きょ計画の変更

雨水管きょ計画の再検討

馬淵川左岸第五排水区	八戸環状線の整備の進捗に伴う計画の変更(※⑥)
------------	-------------------------

その他の変更に伴う関連図書の修正

土橋川右岸第二排水区	市街化区域ラインの誤り修正(※⑦)
------------	-------------------

【留意事項】

- ①八戸環状線の整備が影響する範囲の汚水管きょルートの再検討を行い、関連図書を修正するもの。なお、再検討に当たっては、当該地区の雨水管きょ計画を考慮すること。
- ②変更後の幹線ルートは既に決まっているため、変更内容を基に関連図書を修正するもの。
- ③変更後の区域界及び面積は算出済みであるため、変更内容を基に関連図書を修正するもの。
- ④陸上自衛隊八戸駐屯地が公共下水道へ接続するに当たり、下流の流量計算書を修正するもの。
なお、修正に伴い現行計画の修正を要する場合は関連図書の修正を行うもの。
- ⑤変更後の枝線ルートは既に決まっているため、変更内容を基に関連図書を修正するもの。
- ⑥八戸環状線の整備の進捗に伴い、一部に計画と異なる管きょが整備されているため、雨水管きょルートの再検討を行い、変更が生じる範囲について関連図書を修正するもの。
なお、再検討に当たっては、当該地区の汚水管きょ計画を考慮すること。
- ⑦図面の一部に市街化区域ラインが誤っている箇所があるため、関連図書を修正するもの。

下水道法による事業計画の変更業務における作業項目一覧表

別紙2

別紙2

下水道法による事業計画の変更業務における作業項目一覧表

業務の内容	汚水管きよ計画の変更				雨水管きよ計画の変更		バイオガス発電設備導入の反映	計画降雨浸水防止区域図の作成
	汚水管きよ計画の再検討	幹線管きよの変更に伴う関連図書の修正	処理区域の変更に伴う関連図書の修正	その他の変更に伴う関連図書の修正	雨水管きよ計画の再検討	その他の変更に伴う関連図書の修正		
処理区・排水区(単独公共)	田面木地区	糠塚地区	壳市第一地区	糠塚地区	-	土橋川右岸第二排水区	-	-
	-	類家南地区	壳市第二地区	-	-	-	-	-
	-	鮫地区	新井田第一地区	-	-	-	-	-
	-	長者地区	新井田第二地区	-	-	-	-	-
処理区・排水区(流域関連)	八戸第十処理分区	-	-	八戸十七処理分区	馬淵川左岸第五排水区	-	-	-
5-15 計画降雨浸水防止区域図作成								○
5-16 概算事業費の算出					○			
5-17 まとめと照査					○			
6.汚水ポンプ場計画								
6-1 基本方針								
6-2 年度別流入水量の検討	○	○	○	○				
6-3 維持管理方式の検討								
6-4 容量、水理計算	○	○	○	○				
6-5 施設計画								
6-6 配置計画								
6-7 各種図面作成								
6-8 概算事業費の算出								
6-9 まとめと照査	○	○	○	○				
7.雨水ポンプ場計画								
省略								
8.終末処理場計画								
8-1 基本方針								
8-2 年度別流入水量の検討	○	○	○	○				
8-3 水処理及び汚泥処理方式の検討								
8-4 維持管理方式の検討								
8-5 容量、水理計算	○	○	○	○				
8-6 施設計画								
8-7 配置計画								
8-8 各種図面作成							○	
8-9 概算事業費の算出								
8-10 まとめと照査	○	○	○	○			○	
9.下水処理による水質向上の見通し								
省略								
10.財政計画の策定								
10-1 年度別整備計画	○	○	○	○				
10-2 年度別事業費の算出	○	○	○	○				
10-3 財源計画	○	○	○	○				
10-4 下水道使用料等の見通し								
10-5 まとめと照査	○	○	○	○				
11.主要な施設の設置及び機能維持に関する中長期的な方針								
11-1 施設の設置に関する方針	○	○	○	○				
11-2 施設の機能の維持に関する方針	○	○	○	○				
11-3 長期的な事業の見通し(別途業務)								
11-4 まとめと照査	○	○	○	○				

下水道法による事業計画の変更業務における作業項目一覧表

別紙2

都市計画事業認可申請図書作成業務における作業項目一覧表

業務の内容	汚水管きよ計画の変更				雨水管きよ計画の変更		バイオガス発電設備導入の反映	計画降雨浸水防止区域図の作成
	汚水管きよ計画の再検討	幹線管きよの変更に伴う関連図書の修正	処理区域の変更に伴う関連図書の修正	その他の変更に伴う関連図書の修正	雨水管きよ計画の再検討	その他の変更に伴う関連図書の修正		
処理区・排水区(単独公共)	田面木地区	糠塚地区	壳市第一地区	糠塚地区	-	土橋川右岸第二排水区	-	-
	-	類家南地区	壳市第二地区	-	-	-	-	-
	-	鮫地区	新井田第一地区	-	-	-	-	-
	-	長者地区	新井田第二地区	-	-	-	-	-
処理区・排水区(流域関連)	八戸第十処理分区	-	-	八戸十七処理分区	馬淵川左岸第五排水区	-	-	-
1.基本事項の打合せ	○	○	○	○	○	○	○	○
2.計画図	○	○	○	○	○	○	○	○
3.申請書	○	○	○	○	○	○	○	○
4.参考図書	○	○	○	○	○	○	○	○

測量業務における作業項目一覧表

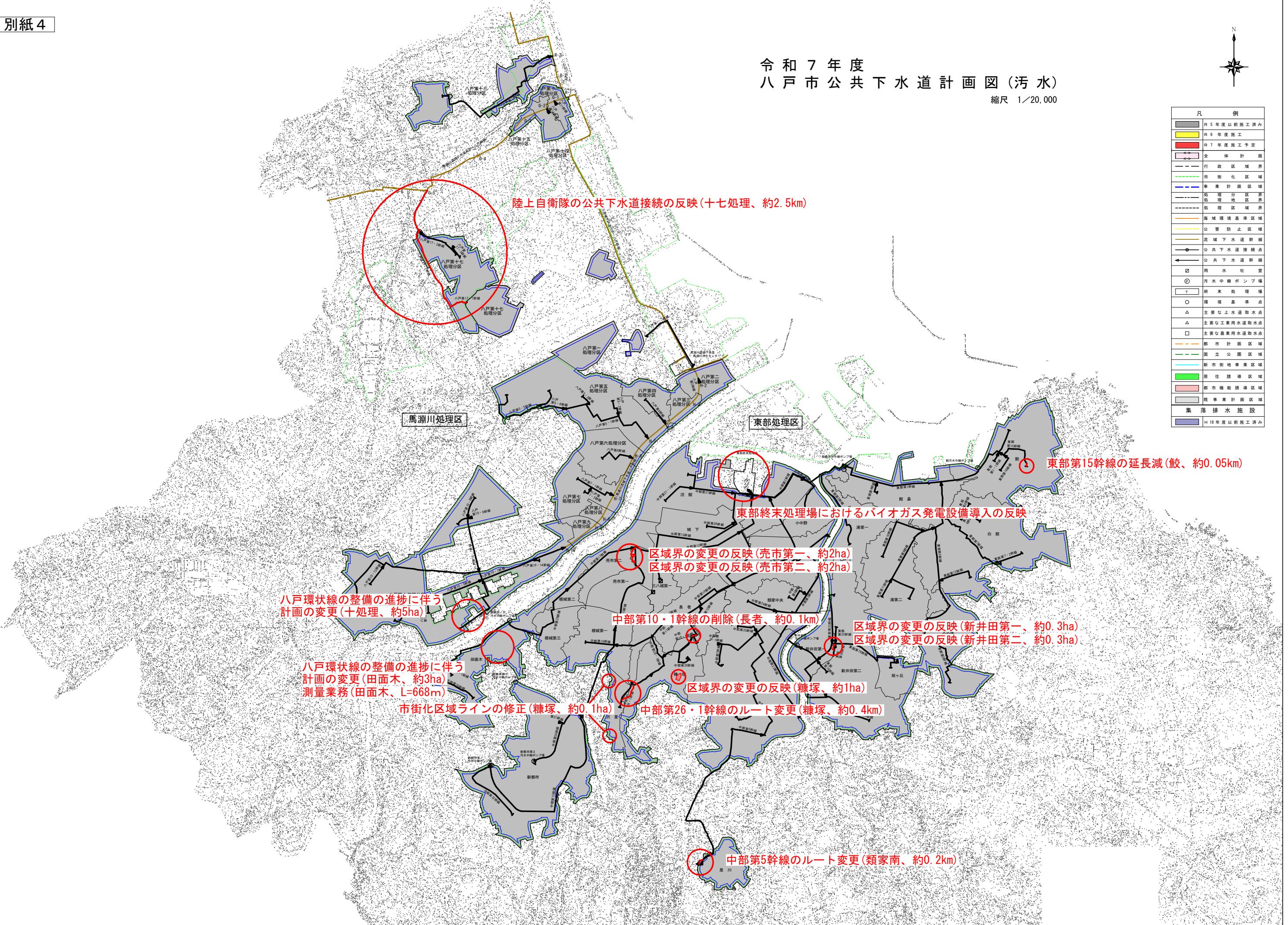
業務の内容	汚水管きよ計画の変更				雨水管きよ計画の変更		バイオガス発電設備導入の反映	計画降雨浸水防止区域図の作成
	汚水管きよ計画の再検討	幹線管きよの変更に伴う関連図書の修正	処理区域の変更に伴う関連図書の修正	その他の変更に伴う関連図書の修正	雨水管きよ計画の再検討	その他の変更に伴う関連図書の修正		
処理区・排水区(単独公共)	田面木地区	糠塚地区	壳市第一地区	糠塚地区	-	土橋川右岸第二排水区	-	-
	-	類家南地区	壳市第二地区	-	-	-	-	-
	-	鮫地区	新井田第一地区	-	-	-	-	-
	-	長者地区	新井田第二地区	-	-	-	-	-
処理区・排水区(流域関連)	八戸第十処理分区	-	-	八戸十七処理分区	馬淵川左岸第五排水区	-	-	-
1.水準測量	○				○			
2.路線測量	○				○			

令和7年度
八戸市公共下水道計画図(汚水)

縮尺 1/20,000



凡 例	
	R 5 年度以前施工済み
	R 6 年度施工
	R 7 年度施工予定
	全 体 計 図
	行 政 区 境
	市 街 化 区 域
	事 業 計 図
	施 理 分 区 境
	施 理 分 区 境
	施 理 区 境
	海 域 境 基 準 区 域
	公 害 防 止 区 域
	流 域 下 水 道 幹 線
	公 共 下 水 道 接続点
	公 共 下 水 道 幹 線
	雨 水 社 室
	汚 水 中 繩 ポ ン プ 場
	終 末 处 理 場
	理 境 基 準 点
	主 要 な 上 水 道 取 水 点
	主 要 な 工 業 用 水 取 水 点
	主 要 な 農 業 用 水 取 水 点
	都 市 計 画 区 域
	国 立 公 園 区 域
	新 市 街 地 事 業 区 域
	居 住 誘 導 区 域
	都 市 復 能 誘 導 区 域
	既 事 業 計 画 区 域
	集 落 排 水 施 設
	H 18 年 度 以 前 施 工 済み



令和7年度
八戸市公共下水道計画図(雨水)

縮尺 1/20,000

凡 例	
■	R 5 年度 以前 施工 流み
■	R 6 年度 施工
■	R 7 年度 施工 予定
↔	全 体 計 画
—	行 政 区 域 界
—	市 街 化 区 域
—	事 業 計 画 区 域
—	处 理 分 区 域 界
—	处 理 区 域 界
—	海 域 环 境 基 準 区 域
—	公 害 防 止 区 域
—	流 域 下 水 道 幹 線
○	公 共 下 水 道 接 続 点
→	公 共 下 水 道 幹 線 (事 業 計 画 区 域 内)
←	公 共 下 水 道 幹 線 (事 業 計 画 区 域 外)
□	雨 水 吐 室
○	(P) 汚 水 中 継 ポ ン プ 場
T	終 末 处 理 場
○	環 境 基 準 点
△	主 要 な 上 水 道 取 水 点
△	主 要 な 工 業 用 水 道 取 水 点
□	主 要 な 農 業 用 水 道 取 水 点
—	都 市 計 画 区 域
—	国 立 公 園 区 域
—	新 市 街 地 事 業 区 域
■	居 住 誘 導 区 域
■	都 市 機能 誘 導 区 域
集 落 排 水 施 設	
■	H 18 年度 以 前 施 工 流み

